

# 一般社団法人群県子ども会連合会見舞金規程

平成24年4月1日施行

## (目的)

第1条 この見舞金事業は、県下子ども会会員、指導者、育成者、推進者、協力者の安全活動と安全思想の普及に努め、もって子ども会の進展に寄与することを目的とする。

## (会員)

第2条 この見舞金事業の対象となる者は、次に掲げる資格を有するものであること。

- 1 市・町子ども会連合組織に登録した子ども会会員であること
- 2 前項の子ども会指導者及び育成者であること。
- 3 県子ども会事業の推進者、協力者、参加者であること。

## (資格取得)

第3条 会費を当会に振り込んだ日の翌日をもって資格取得とする。なお、5月末までに振り込んだ場合は、4月1日に遡り会員資格を得ることができる。

会員名簿は、金融機関に会費を振り込んだ日と同日に本会に郵送するものとする。但し、名簿が2週間を越えて提出なきとき、事故が起きたものについて、本会はその責を負わないものとする。

## (見舞金の給付)

第4条 見舞金を受け取る場合は次の各号による。

- (1) 単位子ども会があらかじめ定められた行事計画に基づき、秩序ある活動が進められ、1人以上の指導者または育成者(20歳以上)の管理下にあった場合
- (2) 上記の活動において指定の集合場所または解散場所と会員の住所との通常経路の往復途中
- (3) 単位子ども会があらかじめ定めた行事計画を推進するために必要な調査活動およびその往復途中
- (4) 指導者または育成者が子ども会活動振興上必要な研修、研究会および会議などへの参加中およびその往復途中

## (見舞金)

第5条 本会は急激且つ偶然なる外来の事故に因り、身体に傷害を被ったときは、見舞金を支払う。

2 前項の傷害には、精神的衝動による身体の傷害を含まない。

第6条 傷害を被ったときから治療した日までの通院日数に対し本会は1日につき1,500円を見舞金として支払う。入院治療に要した日数については1日について2,000円を見舞金として支払う。

2 本会の見舞金は10万円を限度とする。

3 この見舞金の対象となる期間は180日(経過観察期間を含む)を限度とする。

第7条 見舞金を受けようとするときは、単位子ども会指導者は、事実証明書ならびに医師の医療報告書を付し、市・町子ども会連合組織を経て、申請するものとする。

医師の医療報告書作成に必要な経費は全国子ども会安全共済会が負担する金額を除いた額を1件分につき本会より支払う。

2 見舞金の申請は、その原因が生じて1ヶ月以内に行わなければならぬ。なお、1ヶ月を越えて、引き続き治療を要すべき状態に在るときは、前もって1ヶ月以内に本会に連絡を行わなければならぬ。この期間が過ぎたものは見舞金を支払わないものとする。

## (見舞金を支払わない場合)

第8条 本会は次のいずれかに該当する場合は見舞金を支払わないことがある。

- (1) 会員の故意または重大な過失。
- (2) 見舞金を受け取るべき者の故意または重大な過失。
- (3) その他、全国子ども会安全共済会規定に示した事項。

## (不正行為)

第9条 見舞金の申請にあたり虚偽の記載をして、見舞金を受領した者はこの金額の返還を命ずることがある。

## (運営委員会)

第10条 この見舞金事業運営に関し、重要事項を審議するため、運営委員会をおく。

2 運営委員会の委員は理事長が委嘱する。

第11条 その他の事項については全国子ども会安全共済会の規程に準ずる。

第12条 この規程の施行について必要な規則は別に定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。